

議員発議案第2号

持続可能な水田農業の確立と食料の安全保障に関する意見書

世界の食料安全保障は、新型コロナウイルス感染症のパンデミック、気象変動の深刻な影響、武力紛争、エネルギー・食料及び肥料価格の高騰、世界的な人口増に伴う食料危機への懸念など、複合的な要因やリスクによって脅かされている。

一方、我が国の食料自給率は、令和3年度で38%（カロリーベース）と「食料・農業・農村基本計画」に掲げる目標45%にはほど遠い状況にある。

このような中、米などの穀物をはじめ、野菜や飼料作物等を生産し、我が国の食料の安定供給を支える水田農業の果たす役割はますます重要となっている。

しかしながら、昨今のロシアのウクライナ侵略や円安の影響により、燃油・肥料・資材価格が高騰しており、地域の水田農業を担ってきた農業者や集落営農組織の経営が逼迫している。

加えて、国内経済が物価上昇基調の中、生産現場においては、生産・流通に要したコストを、農産物価格に転嫁できない状況にあり、農業経営の継続が危ぶまれている。

また、4月に本県で開催されたG7宮崎農業大臣会合においても、食料安全保障をテーマに議論がなされ、農業の生産性向上と持続可能性の両立を目指す行動宣言「宮崎アクション」が採択されたところである。

よって、国においては、今般の「食料・農業・農村基本法」の見直しに向けた議論を踏まえながら、持続可能な水田農業の確立に向けて、地域の特長を生かした多様な水田の活用と担い手の経営安定が図られるよう、下記の措置を講じることを強く要望する。

記

- 1 食料や家畜飼料の国内生産を拡大するため、水田利用の汎用化、農地の集積・集約化や大区画化、農作業の分業化や農作業受託の仕組みづくり等の効率的な生産活動に資する施策を充実・強化すること。
- 2 水田活用の直接支払交付金の予算を十分に確保するとともに、効率的な農業生産や農地の集約・保全など、水田農業へ大きく貢献する集落営農組織に対して、経営安定に必要な施策を講じること。
- 3 再生産価格を踏まえた適正な農産物価格への転嫁が図られるよう、国民や流通業界等への理解醸成を促すとともに、その実現に向けた仕組みづくりを早急に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月28日

宮 崎 県 議 会

衆 參 內 財 農 内	議 議 閣 務 林 閣	院 院 總 務 水 官	議 理 大 大 產 房	長 長 臣 臣 大 長	長 長 臣 臣 大 長	博 秀 文 俊 鈴 野 松	之 久 雄 一 郎 一	殿 殿 殿 殿 殿 殿
----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	---------------------------------	----------------------------	----------------------------